様式第2号(第5条関係)

駐車許可証　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　　　　　（自動車用）

（表面）

許可番号　第　　　号

車両登録番号：北見111　あ　12-34

許可年度

**10**

駐 車 許 可 証（職員・学生）

北見工業大学

（裏面）

注意事項

1. 構内では、本許可証は運転席前の外部から見やすい場所に常時置くこと。
2. 本許可証は他人に貸与、譲渡する等不正に使用してはならない。
3. 申請内容に変更が生じた場合は、速やかに届け出ること。
4. 本許可証を汚損又は紛失した場合は速やかに届け出ること。
5. 申請要件を欠くこととなった場合（教職員又は学生でなくなった場合、通勤・通学距離が変更になった場合等）遅延なく許可証を返還すること。
6. 指定された場所以外に、駐車しないこと。
7. 通行・駐車その他の違反者に対しては規程による警 告等を実施する。
8. 構内における車両に関する事故及び駐車中における破損・盗難等について本学はその責任は負わない。
9. 不正及び迷惑駐車や本許可証を複製する等の不正行為があった場合は、許可を取り消す。

１０．構内における最高速度である時速15kmを遵守すること。

用紙の大きさは日本工業規格Ａ列５横型とする。様式第2号(第5条関係)

駐車許可証(ステッカー)　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　(二輪車用)

（表面のみ）

# K**itami** I**nstitute of** T**echnology**

# PARKING PERMIT

For motorcycle

**10**

No.

(別紙)

注意事項

１．本駐車許可証（ステッカー）は当該車両に貼付しなければならない。

２．本駐車許可証（ステッカー）は他人に貸与、譲渡する等不正に使用してはならない。

３．申請内容に変更が生じた場合は、速やかに届け出ること。

４．本駐車許可証（ステッカー）を汚損又は紛失した場合は速やかに届け出ること。

５．申請要件を欠くこととなった場合（教職員又は学生でなくなった場合、通勤・通学距離が変更になった場合等）遅延なく本駐車許可証（ステッカー）を返還すること。

６．指定された場所以外に、駐車しないこと。

７．通行・駐車その他の違反者に対しては規程による警 告等を実施する。

８．構内における車両に関する事故及び駐車中における破損・盗難等については本学はその責任は負わない。

９．不正及び迷惑駐車や本許可証を複製する等の不正行為があった場合は、許可を取り消す。

１０．構内における最高速度である時速15kmを遵守すること。